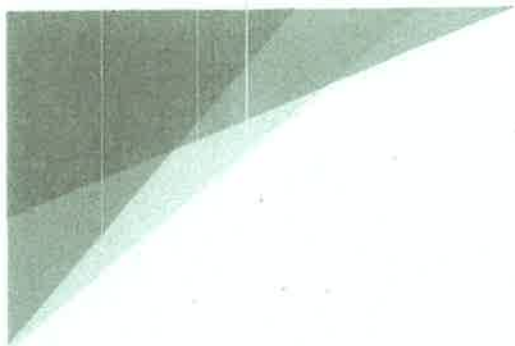




令和 8 年度 小諸市社会福祉協議会

事業計画（案）

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

社会福祉法人小諸市社会福祉協議会

目次

令和8年度小諸市社会福祉協議会事業計画

基本理念、基本方針、主な事業方針	1
I 地域福祉協働	
I-1 法人運営事業	
I-1-1 法人運営事業	2
I-1-2 小諸市社協災害対策	3
I-1-3 ブロック社協活動	4
I-1-4 小諸市遺族会事務局	5
I-1-5 小諸市共同募金委員会事務局	6
I-1-6 日赤小諸市地区事務局	7
I-1-7 心配ごと相談事業	8
I-1-8 日常生活自立支援事業	9
I-1-9 譲りあえーる事業	10
I-1-10 地域福祉活動のコーディネート	11
I-1-11 介護予防人材育成事業（ささえ愛サポーター）	12
I-1-12 小諸市ひとり親就業支援事業	13
I-1-13 高齢者終身サポート事業	14
I-1-14 金銭管理支援・財産保全サービス事業	15
I-1-15 子育て世帯訪問支援事業	16
I-1-15 小諸市野岸の丘総合福祉センター管理運営事業	17
I-2 社協会費事業	
I-2-1 社協会費事業	18
I-2-2 リフト車・福祉用具貸与事業	19
I-2-3 福祉人材育成	20
I-2-4 災害時等住民支え合いマップ	21
I-2-5 広報活動	22
I-2-6 福祉推進委員会の設置・運営支援	23
I-2-7 地域福祉活動計画の推進	24
I-2-8 福祉学習	25
I-2-9 地域の居場所づくり事業	26
I-2-10 福祉有償運送事業	27
I-3 介護予防地域支援事業	28
I-4 一般高齢者介護予防事業	29

目次

1-5 小口資金貸付事業	30
1-6 生活福祉資金貸付事業	31
1-7 生活困窮者自立支援事業	
1-7-1 生活困窮者自立相談支援事業	32
1-7-2 生活困窮者家計改善支援事業	33
1-7-3 生活困窮者就労準備支援事業	34
1-7-4 子どもの学習・生活支援事業「学びあえーる」	35
1-7-5 小諸市被保護者就労支援事業	36
1-8 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業	37
1-9 高齢者『こもろ元気』事業	38
1-10 生活支援体制整備事業	39
1-11 小諸市ファミリーサポートセンター事業	40
1-12 食品アクセス確保緊急支援事業	41
2 共同募金配分事業	
2-1 高齢者福祉事業	
2-1-1 世代間交流事業	42
2-2 障がい児・者福祉事業	
2-2-1 ふれあいまつり障害者作品展示会	43
2-3 住民全般福祉事業	
2-3-1 小諸市社会福祉大会	44
2-3-2 緊急援護事業	45
2-3-3 緊急食糧等提供事業	46
3 障がい福祉サービス	
3-1 指定障がい児相談支援・指定特定相談支援事業	47

目 次

4 地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

4-1-1 総合相談支援業務 ----- 48

4-1-2 権利擁護業務 ----- 49

4-1-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ----- 50

4-1-4 介護予防ケアマネジメント業務及び第Ⅰ号介護予防支援事業 --- 51

4-1-5 認知症に関する取り組み ----- 52

4-1-6 地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み --- 53

4-2 介護給付事業（介護予防ケアマネジメント事業） ----- 54

令和 8 年度 小諸市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく安心して暮らすことが出来る地域社会」を地域住民と協働で創ります。

【基本方針】

基本理念に基づいて、以下の方針で事業を展開します。

- ☐ 総合的な相談体制の整備
- ☐ 地域ニーズに基づいた事業の展開
- ☐ 住民主体のサービスの実施

【主な事業方針】

1. 総合的な相談体制の維持

(1) 高齢者の相談窓口としての質の向上

地域包括支援センターは65歳以上の方のワンストップ相談窓口として、本人や世帯の抱える困りごとを受け止めます。本人の望む暮らしの実現に向け、関連機関と共に支援を行います。

(2) 生活の苦しさに関する相談窓口としての質の向上

まいさぼ小諸は生活の苦しさに関するワンストップ相談窓口として、本人や世帯の抱える困りごとを受け止めます。本人の望む暮らしの実現に向け、関連機関と共に支援を行います。

2. 支え合う地域づくりの推進

(1) 民生・児童委員の改選に配慮した区内支え合い体制の整備

昨年12月に改選期を迎えた民生・児童委員の方々と共に、持続可能な区内支え合い体制の整備に取り組みます。

(2) 区を越えた圏域での支え合い体制の整備

生活支援コーディネーターの機能を発揮し、有償生活支援サービスなど、区を越えた圏域での支え合い体制の整備を進めます。

(3) 佐久圏域での支え合い体制の整備

食品アクセス緊急確保支援事業を活用し、佐久ブロック管内社協や関連団体と広域的な地域福祉推進における課題や取り組みを共有し、具体的な枠組み作りを進めます。

(4) 更に広がりのあるネットワークの構築

フードドライブやプチバイト事業などを切り口として商工農分野等との協働を進めることで、より広がりのある支え合い体制の構築に取り組みます。

3. 制度の隙間に対する取り組みの推進

(1) 児童福祉分野の取り組み

サマーキッズフェスタの継続と併せて、世代間交流等を通した子どもの居場所づくりに取り組みます。また、子どもの居場所の多層化のために、こども食堂やこども支援団体との連携を強化します。

(2) 身寄りがいない方等への取り組み

昨年10月より開始した終身サポート事業、金銭管理支援・財産保全サービス事業の運用を進め、より多くの方のニーズに応えられるよう両事業の基盤整備に取り組みます。

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

事業名/所管部署		Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業／総務生活支援係	
事業概要	目的	社会福祉法に基づいた適正な法人運営を行います。	
	現状	法人運営事業に関わる例規集等の確認、見直しや適正な経理事務・財産管理の遂行、職員の勤務管理、福利厚生事業、人材育成の実施を行っています。	
	達成目標	①理事会・評議員会の定例開催や第三者委員会の設置、適切な施設管理を通じ、社会福祉法人としての公益性を高めます。 ②会計システム等を活用しながら会計帳簿の見える化から不正防止を図ります。 ③職員が働きやすい就労環境を整えます。	
	事業の方法	対象者	理事・監事・評議員・第三者委員、職員
		時期・頻度	理事会5回・評議員会3回開催、第三者委員会適宜開催、役職員研修会（年1回） 健康診断・予防接種（年1回ずつ） 局長面談（10～11月頃）、係長面談（5・9月頃）、各委員会開催
		内容	①-1 例規集等の確認、見直しについて理事会・評議員会で協議します。 ①-2 役職員研修会を開催し、役員と職員が連携しやすい環境を構築します。 ①-3 苦情申立人が希望する場合は第三者委員の立ち合いを調整します。 ②-1 会計処理時は2人以上の職員で確認を行います。 ②-2 監事による監査や税理士による収支予算状況の確認を行います。 ③-1 適切な給与・賞与計算、超過勤務時間や有給休暇などの勤務管理を行います。 ③-2 健康診断や予防接種費用の補助を行い、職員の健康管理を支援します。 ③-3 研修や資料配布、各種情報提供等を通して、職員の心理的ストレスによる体調不良を未然に防止できるよう努めます。 ③-4 キャリアパスに応じた研修会への参加や面談の実施から職員育成を行います。 ③-5 委員会活動に参加し、社協経営を職員自ら進めます。 ③-6 職員間での交流が活発化するよう支援を行います。
		その他	
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-2 小諸市社協災害対策/総務生活支援係
事業概要	目的	災害発生時の職員安全確保ならびに円滑な復旧活動等の遂行のために準備を進めます。 被災地・者支援に係る情報集約と情報発信を行います。
	現状	職員災害初動マニュアルの更新、小諸市社協事業継続計画(BCP)、小諸市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新を行っています。 災害ボランティアセンター立上訓練、避難訓練を実施しています。 小諸ロータリークラブ、小諸浅間ロータリークラブと協定締結しています。 近隣市町村社協が実施する災害ボランティアセンター立上訓練に参加・協働しています。
	達成目標	①現協定先との連携、新たな団体との協定締結に向け働きかけます。 ②災害発生時に迅速に対応できる準備を行います。
	対象者	職員、利用者、県社協、協定締結団体、市危機管理課、市市民課
	時期・頻度	避難訓練:年1回 災害ボランティアセンター立上訓練:年1回 災害関連研修会の実施:年1回
	内容	①-1 協定団体のイベント等に参加し、平時からの協働で顔の見える関係に努めます。 ①-2 日頃の業務を通して災害時に協力を得られそうな団体等に働きかけを行い、協定締結について検討します。 ②-1 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や避難訓練を実施します。 ②-2 災害関連マニュアルの見直しやマニュアルを活用した研修会を実施し、係や職員の役割を明確にします。 ②-3 近隣市町村社協と連携し、それぞれが行う訓練などに積極的に参加します。 ②-4 災害発生時に近隣市町村や長野県社協から応援依頼があった場合は職員を派遣します。
事業の方法	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-3 ブロック社協活動／総務生活支援係
事業概要	目的	佐久ブロック内社協圏域での課題解決に向けた社協間連携による地域福祉活動の推進を目指します。
	現状	佐久ブロック事務局連絡会議に参加しています。 ボランティアフォーラム企画、実施を佐久ブロック内社協と協働で行っています。 長野県内社協職員連絡協議会からの情報を職員に伝えます。
	達成目標	① 佐久ブロック社協や関東ブロック社協等で行う研修の情報を職員に周知し、他社協職員と連携する機会を提供します。 ② 小諸市社協で行う研修会等について、佐久ブロック内社協へ情報提供を行い、一緒に学ぶ機会を図ります。 ③ 佐久ブロック幹事社協(令和8,9年度)として、佐久圏域の社協間の連携と協働が強化できるよう取り組みを進めます。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-4 小諸市遺族会事務局／総務生活支援係		
事業概要	目的	小諸市遺族会の事務局業務を担うことにより、平和の維持とその意識醸成への貢献を目指します。		
	現状	役員会を定例開催しています。 小諸市遺族大会は令和7年10月3日に開催し、29名の会員が出席しました。 10月17,18日伊那文化会館で開催された長野県遺族大会と追悼式には延べ11名の役員が出席しました。 令和6年度に引き続き、令和7年度もSNSなどを通じての伝承活動を行いました。		
	達成目標	①役員会にて立案する事業計画を滞りなく実行します。 ②役員会と小諸市遺族大会で決定される方針に沿い、今後の同会のあり方を方向付けしサポートします。		
	事業の方法	対象者	遺族会会員、小諸市福祉課	
		時期・頻度	役員会：年5回（4月、7月、9月、12月、2月） 小諸市戦没者追悼式・小諸市遺族大会（10月） 長野県遺族大会・追悼式（10月）	
		内容	①-1 役員会は、毎回社協会議室で行い、行事の企画等を協議決定します。また重要事項は小諸市遺族大会への提案事項を決定し、大会での決議をもって最終決定とします。 ①-2 長野県遺族大会と追悼式に付き添いし、長野県遺族会長賞と長野県知事賞の受賞者に関する事務手続きを行います。 ①-3 全国戦没者追悼式出席者に関する事務手続きを、長野県遺族会事務局を通して行います。 ①-4 SNS等を通じての伝承活動を引き続き行います。 ②-1 小諸市遺族大会の開催案内と合わせて、文章にて会員に孫世代の後継者求人活動を行います。 ②-2 所管である小諸市福祉課、上位組織である長野県遺族会事務局との窓口となり、情報の授受を円滑に行い、相互の関係性を良好に保ちます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-5 小諸市共同募金委員会事務局／総務生活支援係		
事業概要	目的	赤い羽根共同募金活動の実施と、長野県内の福祉施設等及び小諸市内の行政区やボランティア団体への配分による相互扶助意識の向上を図ります。		
	現状	令和6年度の募金募集は、5,111,589円(対目標104.3%)を頂きました。 それにより、令和7年度は小諸市社協に2,821,599円が配分されました。 更にそれに基づき、27の市内のボランティア団体に令和7年度事業費補助として、合計900,000円を配分し、また応募のあった7行政区に、合計305,000円を配分しました。 令和7年度の募金募集は、4,940,000円(対目標100.8%)の見通しで、令和8年度は小諸市社協に2,682,000円が配分される見通しです。また、24の市内ボランティア団体に令和8年度事業費補助として、合計871,000円の配分が配分検討委員会にて決裁されています。		
	達成目標	①募金額は、社会情勢の変化に伴う減少はやむを得ないとしても、活用方法の広報宣伝等により、市民の理解と協力が得られるように努めます。 ②配分では、多くの団体や行政区が配分を受けられるように広報宣伝に努め、配分金額を決定する配分委員会においては、適正な配分となるよう、協議内容を更に充実します。		
	事業の方法	対象者	小諸市民、民生・児童委員、その他(小諸市で勤務されている方や法人等)	
		時期・頻度	共同募金(10～12月) 配分委員会(11月)	
		内容	①-1 戸別募金は隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂き各戸を訪問頂きます。 ①-2 法人募金は、民生・児童委員にご尽力頂き、法人(商業施設、商店、工場など)に訪問頂きます。 ①-3 学校募金は、小中学校に募金箱を置いて頂き、児童や生徒より募金頂きます。 ①-4 職域募金は、東信教育事務所、市役所、社協の職員さんより募金頂きます。 ①-5 募金箱募金は、浅間南麓医療センターなどの施設に募金箱を置かせて頂き、来場するご利用者様に募金頂きます。 ②-1 9月～11月に行政区やボランティア団体へ公募により申請を募り、配分委員会にて決裁された区や団体に配分金を振り込みます。 ②-2 配分委員会において配分方法の見直しを検討します。(活動内容に応じた配分額への反映等)	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-6 日赤小諸市地区事務局／総務生活支援係		
事業概要	目的	日赤活動資金や災害義援金募金活動による相互扶助意識の向上を目指します。 市内赤十字奉仕団活動の機能を維持します。		
	現状	令和7年度の活動資金は、5,191,297円(対目標91.3%)を頂きました。 令和6年度の累積義援金は830,334円、令和7年度の途中(11月まで)では5,091円を頂きました。 令和7年6月に小諸市赤十字奉仕団委員会を開催し、5名の役員と団員が出席しました。		
	達成目標	①活動資金額は、社会情勢の変化に伴う減少はやむを得ないとしても、活用方法の広報宣伝等により、市民の理解と協力が得られるように努めます。 ②義援金では、社協に義援金箱を設置します。市内での被災者には援護品、見舞金を支給します。 ③奉仕団活動では、年1回以上の委員会を開催し、奉仕団同士の横のつながりの向上に努めます。		
	事業の方法	対象者	小諸市民、日赤奉仕団員、その他日赤活動にご協力いただける方	
		時期・頻度	日赤活動資金(5～6月) 義援金(大規模災害等) 奉仕団委員会(6月)	
		内容	①-1 活動資金の募集は、隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂きます。募集した募金は、長野県支部へ納付します。 ①-2 区への交付金の事務処理を行い、赤十字奉仕団含む区での防災援助の促進を行います。活動資金応募の個人実績は、専用のアプリケーションソフトを使い、データベース管理を行い、日赤長野県支部の指示に従いその情報を提出します。 ② 義援金は、社協、こもテラス、こもれびに募金箱を設置し日赤長野県支部に納付します。 ③ 奉仕団活動は、委員会にて活動の詳細内容を協議し、各区の奉仕団にて活動して頂きます。事務局はそのスムーズな運営の支援を行います。また赤十字奉仕団県支部の指示に従い研修会等への団員参加を推進します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-7 心配ごと相談事業／総務生活支援係	
事業概要	目的	心配ごと相談に応じ、市民の福祉の向上を図ります。	
	現状	家計、就労、ひきこもり等の相談はまいさぼへ、高齢者の相談は地域包括支援センターへつないでおり、心配ごと相談に対する窓口が整理されています。 また県運営の結婚マッチングシステムに対して登録のサポートを行っています。	
	達成目標	① さまざまな相談内容に応じて関係機関と連携した支援を継続します。 ② 結婚マッチングシステムを推奨し、出会いのきっかけを提供します。	
	事業の方法	対象者	市内在住者
		時期・頻度	通年、相談があった際に対応。
		内容	① 相談に対し傾聴を行い、必要があれば関係機関につなぎます。 ② 結婚マッチングシステムの広報活動に取り組むと共に、近隣社協と意見交換し、本会における婚活支援について調査研究します。
		その他	
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働
1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-8 日常生活自立支援事業（県社協委託）／総務生活支援係		
事業概要	目的	長野県社会福祉協議会より委託を受け、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用を援助し、地域で自立した生活が継続できるよう支援体制の構築を図ります。		
	現状	契約者数は令和7年12月1日時点で17名、委託元である長野県社協の事業見直しにより昨年度に比べ減少しています。契約者新規利用相談は令和7年4月から12月現在で5件あります。 本来の目的である福祉サービスの利用援助ではなく、金銭管理・通帳の預かりを目的とした相談が多くなっている現状です。身寄りのない方や、判断力の著しい低下が見られる方の利用相談もあり、成年後見制度へのつながりが求められています。 委託元である長野県社協が事業適正化を進めており、権利擁護の側面で契約者ケース、新規相談ケース共に協議をしながら進めています。		
	達成目標	① 本事業を必要としている方が適切に利用できるよう、相談者、関係機関等と連携し丁寧な相談対応を行います。 ② 成年後見制度とのネットワーク構築に向けて取り組みます。		
	事業の方法	対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方で本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。	
		時期・頻度	通年 新規相談、契約者からの相談は随時行います。 契約者の金銭支援については個別の支援計画書に基づき行います。	
		内容	①-1 福祉サービスの利用援助を行います。（基本サービス） 福祉サービスを利用する、利用を辞める等に必要な手続きや、利用料の支払い等の福祉サービスを適切に利用する為の一連の援助を行います。 ①-2 日常的な金銭管理サービスを行います。 公共料金や医療費、日用品等の代金を支払う手続き。 年金および福祉手当等の受領に必要な手続き。 ①-3 書類の預かりサービスを行います。 小諸市社会福祉協議会金庫内での年金証書や銀行印等の預かり。 ② 成年後見制度や権利擁護ネットワーク会議等へ参加し、権利擁護支援における情報共有を行います。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-9 譲りあえる事業／地域福祉係		
事業概要	目的	地域にある資源（資材）をきっかけとして、譲りたい人と譲ってほしい人をつなげることで助け合いが生まれ、地域の相互扶助意識の向上に努めます。		
	現状	・登録だけなので法人内で用具の保管、管理などが不要です。 ・人形や使用済みの学用品など、長期間マッチングに至らないものがあります。 令和7年度実績：登録件数58件、うち成立32件（令和7年12月10日現在）		
	達成目標	①譲りたい方、譲ってほしい方のコーディネートを行います。 ②譲りたい方、譲ってほしい方の相談をお受けし、必要な場合は関係機関へつなぎます。		
	事業の方法	対象者	・用品を譲りたい方 ・用品を譲ってほしい方は、小諸市民とし、原則として社協会員の方（社協会費納入者）	
		時期・頻度	通年 広報誌「ささええるこもろ」に1度、ホームページは6ヶ月間掲載。	
		内容	①-1 家庭で使わなくなった譲りたい物の登録を受け付けます。譲りたい物のマッチングが半年ない場合は、その旨を登録者へ伝え、登録を継続するか確認します。 ①-2 譲ってほしい物の登録を受け付けます。 ①-3 譲りたい方と譲ってほしい方をマッチングします。マッチング成立まで現品は譲りたい方が保管し、マッチングした場合は当事者同士で連絡し、受け渡しを行います。 ①-5 市民活動団体などとの連携を強化していきます。 ①-6 譲りたいものによっては供養祭や学用品の寄付など、活用方法を相談していきます。 ②-1 譲りたい方や譲ってほしい方の状況などから、必要に応じて相談を行い、関係機関へつなぎます。	
		その他	・用品は壊れていないもので、無償で譲渡できるものです。 ・用品によっては未使用なものです。 ・電気製品の安全と品質は「譲ってほしい方」の責任となります。	
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-10 地域福祉活動のコーディネート/地域福祉係		
事業概要	目的	「誰も孤立させない区」に向けた区や地域の支え合い活動の支援を行います。		
	現状	8地区に地区担当者を配置し、民生・児童委員地区会や支え合い活動に関する会議等に参加し、日々の支え合い活動における情報収集及び相談支援を行い、得られた情報を法人内で共有しています。民生・児童委員からの個別ケース相談に対しては必要な機関につなげるなど各地区に適したコーディネートを実施しています。		
	達成目標	①引き続き、各区との顔の見える関係づくりを継続し、今ある支え合い活動を基盤に支え合い体制の推進に取り組みます。 ②市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理します。		
	事業の方法	対象者	市内68区	
		時期・頻度	随時	
		内容	①8地区に地区担当者を配置し、民生・児童委員地区会や各区での支え合い活動に関する会議等に参加し、情報収集（地域資源や地域課題等）や情報提供を行います。 ②法人内（生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等）と連携し、既存の地区台帳を基に市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理できるよう、地域福祉コーディネーター研修の受講や他市町村の対応を情報収集し、法人内で検討を進めます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-1 介護予防人材育成事業(ささえ愛サポーター)(市委託)/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が地域の中で、居場所と生きがいをもって生活を送ることができるよう、高齢者の福祉増進を目指します。
	現状	介護予防地区指導者の養成研修を全10回開催し、介護予防地区指導者による自主研修のサポートをしています。 研修内では、参加者同士の交流や情報共有を目的として、グループワークでの研修を実施しています。また、ささえ愛サポーターズ連絡会の事務局として、介護予防地区指導者の活動を支援し、総会等の運営を行っています。
	達成目標	介護予防地区指導者(研修を修了した者)が、研修で学んだ知識・技術を活かし、地域の中で指導者として活躍できるよう支援します。
	対象者	地域での介護予防に関心のある住民
	時期・頻度	年間10回(毎月1~2回)
	事業の方法	内容 ①介護予防活動の実践及び運営に係る知識等を習得するための研修を開催します。 ②研修内でアンケート調査を実施して参加者のニーズを把握するとともに、研修内容に沿って効果的に遂行できる講師を選定します。 ③介護予防地区指導者の活動支援及び連絡会の運営を行い、継続的に学ぶことができる機会を確保します。 ④受講者が各区で介護予防活動等に関わることができるように、必要に応じて現活動者とのコーディネート等の環境構築を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-12 小諸市ひとり親就業支援事業(市委託)／相談支援係		
事業概要	目的	ひとり親家庭等に対する就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するなど、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とします。		
	現状	令和7年度から新規受託しました。 こども家庭支援課から個別の介入依頼を受け相談の上、就労に特化した支援（相談、同行等）を行っています。ハローワークとの連携支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）を活用し就職につながった方もいます。		
	達成目標	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援をこども家庭支援課やハローワークなど関係機関と連携し支援を行います。		
	事業の方法	対象者	母子家庭及び父子家庭等	
		時期・頻度	通年	
		内容	母子・父子自立支援員と連携し、対象者への就労支援を行います。（相談、助言、求職活動への支援・同行、連絡調整など）	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-13 高齢者終身サポート事業／総務生活支援係	
事業概要	目的	身寄りがいない、あるいは家族等がいても頼ることができない状況にある高齢者が自身の意思決定に基づき、日常生活支援や入院・入所時の身元保証、死後事務等の支援を受けることで人生の最終段階においても安心して生活ができる体制を整えます。	
	現状	三親等以内の身寄りがいない、あるいは身寄りがいても縁が遠く頼ることができない高齢者が徐々に増えています。こうした高齢者のうち、成年後見制度等の公的な支援を申立てることができる高齢者はごく一部で、医療機関への入退院や施設への入退所等重大なライフイベントに直面した際、支援策がない方が多くいます。また、死亡後の諸手続きや財産処分ができない方も増えています。 令和7年10月の事業開始から、12月31日までに3名の方が契約しています。	
	達成目標	① 終身サポートにおける相談窓口を開設し、市民や関係機関から情報収集し、課題を整理します。 ② 本事業を契約した高齢者の意思決定に基づき、日常生活支援や入院・入所時の身元保証、死後事務等の相談、契約及び支援を行います。 ③ 本事業について広く市民・関係者に広報し、事業の周知と理解に努めます。 ④ 終身サポートについて行政を含めた関係機関との支援体制を構築し、連携を図ります。	
	事業の方法	対象者	市内に住民票があり、かつ居住している65歳以上の市民（生活保護受給者を除く）判断能力が十分な方で、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。 家族・親族による支援が受けられない方。
		時期・頻度	通年
		内容	① 終身サポートにおける相談窓口を開設し、課題などの情報収集を行います。 ②-1 事業契約者に対し、月1回電話にて安否確認を行います。（基本サービス） ②-2 基本サービスの他に、契約者と相談し作成するサービス計画書に基づき、金銭管理や財産保全、身元保証支援、死後事務等の付加サービスを行います。 ③ 各種メディアを活用しての広報活動とともに、事業の理解と協力を得るために、関係施設・団体等に出向いての事業説明や情報収集を積極的に行います。 ④ 高齢福祉課等が主催する関連会議に積極的に参加し、関係機関との役割分担と連携体制の構築に努めます。
		その他	
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働
1-1 法人運営事業

事業名/所管部署			1-1-14 金銭管理支援・財産保全サービス事業／総務生活支援係	
事業概要	目的		日常生活自立支援事業ではカバーできない金銭管理支援・財産保全に関するニーズに応えることで、高齢者や障がい者が自身で多様な選択を行いながら安心して地域での生活を継続する体制を整えるとともに、自立に向けての体制を整えます。	
	現状		日常生活自立支援事業では福祉サービス利用援助が支援の中心とされる中で、「金銭管理・通帳の預かり」を目的とした相談が多く、その結果契約締結につながらないケースが大半となっている現状です。しかし、金銭管理に支援が入ることで本人の生活が守られることがあるケースも多々あり、契約を締結できないもどかしさがありました。 令和7年10月の事業開始から12月1日までの相談件数は1件となっており、内1件が契約に至っています。	
	達成目標		①本事業を必要としている方が適切に利用できるよう、相談者、関係機関等と連携し、丁寧な相談対応と、適切な制度の活用を行います。 ②高齢者・障がい者に関する権利擁護のあり方について、成年後見制度の利用促進や後見人等とのネットワーク構築に向けた検討を行います。	
	事業の方法	対象者	市内在住で、本事業の契約内容に判断し得る能力を有していると認められるが、自身での金銭管理及び書類の保管を適切に行うことが困難であると認められる以下の方。 ・おおむね65歳以上の高齢者（要介護・要支援・事業対象者と認定された方） ・18歳以上の障がい者（各種手帳所持者又は公的年金受給者）	
		時期・頻度	通年 新規相談、契約者からの相談は随時行います。 契約者の金銭管理支援については個別の金銭管理支援サービスプランに基づき行います。	
		内容	①金銭管理支援サービスを行います。 生活費を払い戻す手続き。 公共料金や医療費、日用品等の代金を支払う手続き。 年金および福祉手当等の受領に必要な手続き。 ②財産保全サービスを行います。 小諸市社会福祉協議会金庫内で年金証書や銀行印等の預かりを行う。 ②成年後見制度や権利擁護ネットワーク会議等へ参加し、現状を把握します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-15 子育て世帯訪問支援事業（市委託）／相談支援係		
事業概要	目的	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴しながら、家事・子育て等を共に行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
	現状	令和7年度から新規受託しました。 こども家庭支援課の作成したサポートプランに沿って対象世帯へ訪問し、掃除や片付けを共に行い、習慣化につながるよう支援をしています。		
	達成目標	掃除や片付けを共に行うことで、習慣化できるよう寄り添い見守ります。家庭内の様子や環境をこども家庭支援課へ報告し、総合的な支援体制の整備につなげます。		
	事業の方法	対象者	市内に住所があり、次のいずれかに該当し、こども家庭支援課が必要と認めた世帯 ①保護者のない児童又は保護者に看護させることが困難であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ②食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ④その他市長が特に支援が必要と認めた児童のいる家庭	
		時期・頻度	原則として午前9時から午後6時までの間で、1日当たり2時間を上限とし、かつ1月当たり20時間を上限とします。 利用期間はこども家庭支援課が作成したサポートプランに基づく期間となります。	
		内容	食事の準備、洗濯、掃除等の家事支援を行います。 児童の見守りや子育て支援施策の情報提供等の育児支援を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-16 小諸市野岸の丘総合福祉センター管理運営事業(市指定)/総務生活支援係	
事業概要	目的	市民福祉の向上を総合的に推進するために設置された施設を、事業計画に基づき適切に管理運営します。	
	現状	地域福祉、児童福祉、障がい者福祉及び高齢者福祉に関連する諸団体等に会議室を貸出し、団体活動の促進や各種講習会等による市民福祉の向上に寄与しています。 定期的な清掃や修繕、センター内外の環境整備を行い、適切な建物管理に努めています。	
	達成目標	① 利用者にとって利用しやすく、適正な施設運営経費を意識した施設運営に努めます。 ② 利用者が快適に施設を利用できるよう、定期的な清掃や修繕、保守を計画的に実施します。	
	事業の方法	対象者	市民、福祉関連団体
		時期・頻度	通年 (センター開館時間は土日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く平日、午前8時30分から午後5時15分まで)
		内容	①-1 利用者アンケートを年2回(夏期及び冬期)実施し、利用者の意見を施設運営に反映させるとともに管理者である市と共有します。 ①-2 利用者からの苦情に真摯に対処し、市に報告します。 ①-3 経費節減に対し積極的に取り組みます。 ②-1 清掃、設備保守点検を定期的・計画的に実施します。 ②-2 適宜修繕や補修、環境整備を行います。修繕が大規模に及ぶ場合は市と相談し対応します。
その他	指定管理期間は令和5年度から令和9年度まで(5年間)		
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-1 社協会費事業／総務生活支援係
事業概要	目的	地域福祉推進のため、各地区の福祉活動や社協の活動財源として地域住民に理解いただき、納入いただきます。
	現状	令和7年度実績 一般会費:6,685,500円 法人会費:308,000円 一般会費については、年々減少傾向にあります。令和6年度と比較すると4.38%納入金額が減少しています。 しかし、法人会費については、昨年度と比較すると増加傾向にあります。地域活動をきっかけに様々な企業団体と関わる中で、地域福祉を身近に考えることに繋がっています。
	達成目標	令和8年度目標額 一般会費:6,650,000円 法人会費:300,000円 ① 社協会費納入を通して、地域福祉を推進する会員として関心を持ってもらい、社協活動、地域福祉活動について考える取組みとします。
	対象者	住民、小諸市内に事業所のある法人
	時期・頻度	8月初旬
	内容	①-1 各区の協力のもと、チラシ・納付書を全戸配布し、社協会費への理解を深めます。 ①-2 法人や団体へチラシと申込書を送付します。関わりのある法人等には直接依頼を行います。 ①-3 12月に各区へ納付金額の20%を還元します。 ①-4 法人会員は社協広報誌「ささえーる」やホームページに法人名等を掲載します。 ①-5 住民が理解しやすいチラシや情報発信を行います。 ②会費を財源とした新たな事業展開を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-2 リフト車・福祉用具貸与事業／総務生活支援係
事業概要	目的	外出等に制限がある人の社会参加する機会を確保し、その人らしい生活の実現を支援します。
	現状	リフト車貸出契約者数は増加となっています。広報紙やささえ愛のチャンネル、市内タクシー会社等から紹介を受け利用相談に来られる方がみられ、市内での周知が進んでいることが分かります。 また、車いす貸出についても、昨年度と比較し利用者数の増加がみられました。リフト車と合わせて活用する方や、学校や企業内から研修で活用したいといった問合せが増えています。
	達成目標	① より多くの人が本事業を活用できるよう、情報発信方法を工夫します。 ② 民間団体や企業と連携し、社協での支援が困難な場合は関連企業等へつなげます。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-3 福祉人材育成/総務生活支援係		
事業概要	目的	将来の福祉人材を育成します。		
	現状	佐久大学、長野大学の2校の養成校からSW実習Ⅰ(60時間以上)およびⅡ(180時間以上)の受け入れを行っています。(各校2名のⅠ・Ⅱで計8名、令和7年度は計6名) 実習指導者は現在10名、新カリキュラムでのプログラムが令和5年度から始まっています。 春季と夏季で実習機関が異なることより、他の実習受け入れ施設での実習内容を意識したプログラムの立案を行っています。		
	達成目標	① 地元の福祉系大学の学生の受け入れを継続し、ソーシャルワークの基本となる個別支援、地域支援を学べる環境を活かした実習プログラムを提供します。 ② 養成校や他の実習受入施設との情報交換会への参加を通して、養成校側が示す実習目的を達成するための実習プログラムを立案・提供します。		
	事業の方法	対象者	養成校の学生	
		時期・頻度	夏季・春季	
		内容	① 各系の特色を活かした個別支援と地域支援の連続性のあるプログラムの立案を行います。 ②-1 各養成校の情報交換会などに参加します。 ②-2 法人内の実習指導者の受講資格のある職員が研修を受け、法人内のチームとして実習指導ができる体制を継続します。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-4 災害時等住民支え合いマップ/地域福祉係
事業概要	目的	災害時等、区に誰も取り残さない仕組みづくりを推進します。
	現状	マップの更新作業を通し、平時からの各地区での支え合いについて考える機会となっているという声をいただいております。更新依頼があった区には職員が出向きマップの意義や活用方法等について説明を行い、区独自で更新を進める場合は更新に係る備品の貸出を行っています。
	達成目標	① 情報をマップへ落とし込む過程を通して、地域住民の防災意識の向上を支援します。区の情報視覚化することで区内のつながりを再確認し、常日頃から誰も孤立させない支援体制の整備及び強化を図ります。
	対象者	区長、区役員、民生・児童委員、福祉推進委員、地域住民 等
	時期・頻度	・年1回程度(区によって頻度は異なる) ・通年
	事業の方法	①-1 各区からの要請に応じて職員が更新の場に同席します。更新の動きがみられない区へはアプローチし、地域住民と連携を図ります。 ①-2 区の実情に合わせたマップの更新及び活用方法が標準化できるよう、地域住民とともに検討します。 ①-3 社協広報紙「ささええるこもろ」への記事掲載等、メディアを活用することで本事業の啓発に努めつつ、定期的なマップ更新を促します。 ①-4 毎年1回各区に調査票を配付し、マップ更新状況を把握します。 ①-5 個別避難計画など支え合いマップに関連するものについては、マップとの連携など関係機関と協議を重ねます。 ①-6 マップの標準化に向けてシステムの導入など情報収集を行い、検討を行います。
その他		
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-5 広報活動／総務生活支援係		
事業概要	目的	当会の事業や地域活動等を紹介し、福祉への理解の啓発を行います。		
	現状	広報紙については、配布先の拡大に努めました。市内飲食店や図書館などに広報紙を置くことでより多くの人の目に触れるよう工夫をしました。 HPやSNSについては、更新頻度を高めることで若年層にも情報が届くよう工夫をしました。ささえ愛♡チャンネルを月1回更新し、当会の事業周知にも努めました。		
	達成目標	① 最新の情報が届けられるよう、HPやSNSを使った情報発信を行います。 ② 事業や地域活動の情報を掲載した社協情報紙を年6回以上発行します。 ③ 福祉をテーマとし、市民目線で分かりやすい内容をささえ愛♡チャンネルで放映します。 ④ 若年層に向けて社協を知るきっかけ作りを行います。 ⑤ モニター制度について再度検討し、導入に向けて取り組みます。		
	事業の方法	対象者	住民、関係機関	
		時期・頻度	HP、SNS：適時 社協情報紙：年6回 ささえ愛♡チャンネル：毎日（更新は月1回）	
		内容	① 市内保育園幼稚園に協力を得て、ささえ愛♡チャンネルや社協情報紙に登場してもらい、若年層へ向けたきっかけを作ります。 ② 各係の広報委員を中心に、HPやSNSを活用した情報を発信します。 ③ 地域活動や当会の事業理解につながるよう、住民目線での記事を作成し、発信します。 ④ ささえ愛♡チャンネルの視聴率について、コミュニティテレビこもろと研究します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-6 福祉推進委員会の設置・運営支援/地域福祉係
事業概要	目的	各区に設置し、各区における地区支え合い活動の継続を図ります。
	現状	全68区に設置されています。構成メンバーや規模、活動内容等は区ごと異なります。委員会の開催時には、必要に応じて地区担当者が同席し、委員会体制の現状や課題の把握を行っています。
	達成目標	① 各区福祉推進委員会と連携、情報共有を行うことで活動内容の実態と運営に係る課題を把握します。 ② 各区の実情に合った方法で福祉推進委員会が設置されるよう、継続的に相談支援を実施します。
	対象者	区の地区支え合い活動に関わる地域住民
	時期・頻度	通年
	内容	①毎年1回の調査票の配付や各区福祉推進委員会への同席を通して、地区担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、福祉推進委員会活動の実態把握に努めます。 ②-1 設置区に社協会費から年間10,000円の補助金を交付します。 ②-2 福祉推進委員会の運営に係る相談支援を行い、区の実情に合わせた運営方法を地域住民とともに検討します。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-7 地域福祉活動計画の推進/地域福祉係		
事業概要	目的	市と一体的に作成する地域福祉計画・地域福祉活動計画が毎年度の事業計画や中長期経営計画（前：発展強化計画）と連動するよう本計画を推進していきます。		
	現状	令和7年度から第2期計画が策定され、計画の進捗確認や健康福祉審議会の進め方などを定期的に市と協議を進めてきました。		
	達成目標	① 計画の理念や目標の実現に向け、地域福祉の推進に取り組みます。 ② 毎年度の事業計画に反映できるよう、地域福祉活動計画の進捗や概要を共有します。		
	事業の方法	対象者	市、法人役職員、住民、関係機関	
		時期・頻度	適時	
		内容	① 住民や関係機関、市と連携しながら施策に取り組みます。 ② 法人全体に係る計画でもあり、各事業計画が同じ方向性を持った計画となるよう、法人全体で共有する機会を持ちます。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-8 福祉学習／地域福祉係
事業概要	目的	年代を問わず福祉を自分事として捉え、地域共生社会の推進を図ります。
	現状	市内の小・中学校からいただく福祉学習の依頼に継続して対応しています。 令和7年度は、市内中学校2校から延べ4回の福祉学習の実施依頼を受け、学校側と内容を協議しながら、地域の実情に即した学びの場づくりに取り組みました。 本年度は、学校との連携をさらに深め、市内の福祉事業所を中学生が実際に訪問する実践型の福祉学習も実施しました。
	達成目標	① 学校など福祉学習実施機関と相談を行い、市内各機関や当事者と連携しながら学習活動を展開します。
	対象者	小諸市内の小・中学校 等
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 要望に応じた学習内容を提供するために、法人内の他係や市内事業所、当事者等と連携します。 ①-2 学習内容について実施機関と相談を行い、実施機関が伝えたいことに加え、専門職からの視点をお伝えし、より深い学習内容となるよう協議します。 ①-3 市内学校及び地域で福祉への学びの機会が増えるよう、社協広報紙「ささえーるこもろ」への記事掲載やメディアや校長会などを活用して、本事業の周知に努めます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-9 地域の居場所づくり事業／地域福祉係
事業概要	目的	子育て世帯や子ども自身が孤立しないよう、安心感が得られる居場所づくりを行い、地域の中で子どものつながりづくりを目指します。
	現状	[小諸市こども計画策定のための調査結果の概要から] ・相対的貧困家庭では、配偶者がいない割合、子育てを主に母親が行う割合が高くなっています。 ・児童扶養手当受給者において「子どものことを考える余裕がない」割合が42.1%にのぼっています。 ・頼れる家族・友人のいずれもない状況にある割合が一定数います。 ・令和6(2024)年度から実施しているサマーキッズフェスタを通じて、子ども同士のつながりや子どもや保護者と支援機関のつながりを構築しています。 ・サマーキッズフェスタ2025では2日間で50名の児童が参加し、スタッフとして職員の他に主任児童委員や民生・児童委員、高校生など25名にお手伝いいただきました。
	達成目標	① 子どもやその保護者が、イベントを通じて多くの体験をする場を設け、様々な世代や支援機関等とつながる機会を提供します。 ② より小さい地域の中で、子どもたちの支援が広がるよう、各地域の取り組みを支援します。
	対象者	市内小学生等
	事業の方法	時期・頻度 夏季休暇期間や冬季休暇期間など 内容 ①-1 サマーキッズフェスタ2026(仮)の企画運営 ①-2 その他イベントの企画運営 ②-1 地域で行う子どもイベントへの同席 ②-2 子ども支援に協力いただける企業等の開拓 その他
	実施状況	
	今後に向けて	

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-10 福祉有償運送事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用をすることが困難な方へ、外出や社会参加、余暇活動参加のため、有償で車両による送迎サービスを行います。		
	現状	福祉有償運送事業は現在の実利用者数は13名、社協内の有資格運転手は17名です。ご本人の希望に合わせ柔軟に対応をしています。医療機関への受診を主に、買い物や余暇活動等の交通手段となっています。 事業の中で課題が生じた際は行政、医療機関等と連携して対応しています。		
	達成目標	①交通ルールを遵守し、バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用をすることが困難な方への外出支援や社会参加の機会を提供します。		
	事業の方法	対象者	小諸市民 公共交通機関の利用が困難な要介護認定者または障害者手帳の交付を受けた方（登録制）	
		時期・頻度	平日（月曜～金曜日） 8時30分から17時まで ※祝祭日、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日を除きます。	
		内容	①-1 利用登録制であるため、新規利用希望者について受け入れ時に面談し、互助共助の有無、公共交通機関の利用や他の地域資源の可能性も確認します。 ①-2 他のサービスが適切と判断した際は、つなぎ役をします。 ①-3 事業対応は福祉有償運転手講習修了者のみとします。 ①-4 利用状況によっては、登録者の同意を得て、他機関との協働をします。	
		その他	小諸市に社協含め2事業所のみであり、交通手段・地域資源として必要性が高く、行政や医療機関等から照会があります。事業の次期更新は令和10年頃です。 登録者の利用に関しては、ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、正規職員の福祉有償運送運転者講習受講を推奨し、確保しています。また運送対価・料金については「小諸市福祉有償運送運営協議会」にて検討していきます。	
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-3 介護予防地域支援事業

事業名/所管部署		1-3 介護予防地域支援事業(市委託)／地域福祉係		
事業概要	目的	高齢者が地域の中で、居場所と生きがいをもって生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を促します。		
	現状	各区での開催回数に偏りはありますが、各区の実情に合った活動が行われています。夏季期間は熱中症対策で活動数が減少しましたが、夏季期間以外での各区の活動数は例年と同水準となっています。介護予防教室と給食会を併せて実施する区が増加しています。		
	達成目標	高齢者の身近な地域における交流の場（給食会、介護予防教室、お茶会、世代間交流等）が、住民主体により開催されることを支援します。		
	事業の方法	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者	
		時期・頻度	通年 各地区より依頼があった時	
		内容	①地区の事業内容の要望に合わせて講師の派遣調整を行うとともに、各区の相談役として、いつでも相談できる体制を構築します。 ②開催が少ない区に対し地区会等の機会を通して聞き取りを行い、開催に向けた支援を行います。 ③ぼらせんこもろや福祉施設等と連携して新たな講師を発掘するとともに、設定された基準で講師謝礼金や補助金を交付します。 ④区の希望に合わせて各種備品の貸し出しを行い、世代間交流などの機会を支援します。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-4 一般高齢者介護予防事業

事業名/所管部署		1-4 一般高齢者介護予防事業(市委託)/地域福祉係		
事業概要	目的	高齢者が地域の中で、居場所と生きがいをもって生活が送ることができるよう、高齢者の社会参加を促します。		
	現状	令和7年度は熱中症対策として、夏季期間の開催(7月～9月)に一定の条件を設けたため、開催数が少なくなりました。並行して夏季期間でも安全に開催できる環境づくりや新たな参加者の発掘を目的とし、小諸市高齢者福祉センターこもれびにて、「こもれび達人」の開催を始めました。 区によって開催内容や頻度に差はありますが、夏季期間以外での各区の参加者は例年と同水準の参加者数となっています。		
	達成目標	高齢者が地域の介護予防教室等の身近な集いの場へ参加することで、フレイル予防や孤立防止を図ります。人と人とのつながりを保つことにより、高齢者の生活の質の向上に努めます。		
	事業の方法	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者	
		時期・頻度	【健康達人区らぶ】各区において月1回程度開催 【こもれび達人】毎月月末に2回程度開催	
		内容	【健康達人区らぶ】 ①事業目的に沿った内容となるよう月毎のテーマを設定し、テーマ毎に専門職の意見等を参考にしながら内容の充実を図ります。 ②参加者や開催回数の少ない区に対して、参加者及び回数が増えるよう働きかけを行います。 ③高齢者が身近な地域における人と人とのつながりを維持できるよう、継続的な参加や新規参加を促すための工夫を図ります。 ④夏季期間はサマータイム(9時開催)を導入し、参加者の熱中症リスクへ配慮するとともに、夏季における活動の機会を確保します。 【こもれび達人】 ①各区の健康達人区らぶに参加できない人などが自由に参加できる居場所をつくり、区を超えた交流の機会を確保します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-5 小口資金貸付事業

事業名/所管部署		Ⅰ-5 小口資金貸付事業／総務生活支援係		
事業概要	目的	緊急的かつ一時的に資金が必要と認められた者に貸付をすることで、生活支援・生活再建を図ります。		
	現状	「給料日や年金支給日まで生活費が不足している」「突発的な支払いにより生活費が不足している」「ライフラインの支払いが一時的に困難」などの相談があります。慢性的に収入が低い世帯の相談が多く、生活保護申請中や受給中の相談者への貸付が7割程度を占めています。年1回償還督促業務を行い、生活状況の把握、不能欠損処理等を行います。		
	達成目標	①貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をします。 ②貸付後の償還状況把握、生活状況や家計状況等確認のフォロー支援を行います。		
	事業の方法	対象者	市内在住者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介と共に他機関へつなぎます。 ①-2 緊急時には市と連携しながら一時的な貸付を行います。 ②-1 貸付後、返済計画に基づく返済時に生活状況の聞き取りを行い、貸付後の経過について確認し、必要な場合には相談支援を行います。 ②-2 返済が滞った場合、電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-6 生活福祉資金貸付事業

事業名/所管部署		1-6 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）／総務生活支援係		
事業概要	目的	長野県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者、障がい者・高齢者世帯に対する資金貸付の相談窓口、申請手続きを支援し、生活支援・生活再建を図ります。 ※資金の貸付元は長野県社会福祉協議会		
	現状	① 県社協貸付担当と随時相談し、生活再建につながるよう相談支援、申請手続きを行っています。傾向としては母子世帯の教育支援資金貸付や緊急小口資金の相談が多い状況です。 ② 相談内容に対して適切な相談先を紹介するとともに、電話相談・面談による借入者の現状の把握に努め、相談支援を継続しています。 ③ 令和5年1月1日から新型コロナウイルス特例貸付の返済が開始され、主に借受人が外国籍、高齢者、何らかの特性がありひとりで文章理解や手続きが困難な方の問合せ対応や免除申請・償還猶予申請の手続き支援、返済が困難な方への相談支援を継続しています。		
	達成目標	① 貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をします。 ② 償還相談等について丁寧に現在の生活状況を聞き取り、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう継続的な相談支援につなげます。 ③ 特例貸付実施世帯に対し、アウトリーチにより償還に関するフォローアップ支援を実施し、必要な相談支援につなげます。		
	事業の方法	対象者	市内在住者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介と共に他機関へつなぎます。 ①-2 アセスメントの上貸付が必要と考えられる世帯の書類作成等申込支援を行い、長野県社会福祉協議会に申請します。 ②-1 貸付後、状況に応じて必要な時には、電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。 ②-2 長野県社会福祉協議会の償還指導に協力します。 ③特例貸付フォローアップ支援を実施し、返済が滞っている世帯に対して、フォローの必要の高い世帯を優先に、アウトリーチにより効果的なフォローアップ支援を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-1 生活困窮者自立相談支援事業（市委託）／ 相談支援係（小諸市生活就労支援センターまいさば小諸）		
事業概要	目的	生活困窮者が抱える多様で複合的な困難に対して相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、就労支援等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。		
	現状	世代や属性に捉われない相談者、世帯に対して伴走支援を行っています。複合化、複雑化した困難を抱える相談者や世帯が多くなっています。各種丁寧な相談対応、関係機関への責任あるつなぎ、世帯を取り巻く支援ネットワークの構築をしています。		
	達成目標	経済困窮、社会的孤立等様々な課題に対して状況に応じた支援を行い、生活保護に至る前の段階からの自立の促進を図ります。		
	事業の方法	対象者	生活保護受給者を含まない、生活に困窮している方	
		時期・頻度	通年	
		内容	・相談者の困りごと、生きづらさに寄り添い、多機関多職種と連携し伴走支援をします。 ・支援プランを作成し、年6回の支援調整会議で関係機関との役割分担等について調整します。 ・必要に応じてハローワークへ同行支援をします。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-2 生活困窮者家計改善支援事業（市委託）／ 相談支援係（小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸）		
事業概要	目的	家計収支全体の改善等を図る観点から、生活困窮者の家計等に関するきめ細やかな相談支援を強化して家計管理能力を高めることを計画的に支援します。		
	現状	家計の状況を把握、現状に至った背景を探り、助言や関係機関（ライフライン業者）との連絡調整を行っています。債務相談については法テラスに依頼し弁護士相談を調整し同席しています。		
	達成目標	家計の可視化を図り、相談者と共に課題への対策を考え、生活再建につながる支援をします。		
	事業の方法	対象者	生活に困窮し、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援が必要と認めた方	
		時期・頻度	通年	
		内容	・相談者自身による家計における課題発見にかかわる支援を行います。 ・家計における目標を設定し、家計の再生に向けた支援を行います。 ・相談者自身が家計管理を継続していけるように支援を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-3 生活困窮者就労準備支援事業(市委託)／ 相談支援係(小諸市生活就労支援センターまいさば小諸)
事業概要	目的	一般就労に従事する準備期間として基礎能力の形成を計画的に支援します。
	現状	すぐに就労することが困難な方を対象に、定期的な対話による交流、ゲームや工作などを通して社会性を身に付けていき、就労や他機関とつながるよう支援をしています。 ※希望者は就労体験(プチバイト、長野県社会福祉協議会の事業)を実施 ※不定期で就労支援プログラム「ほっと♡サロン」を開催
	達成目標	①就労へ向けた準備期間の支援を通して、自立若しくは他機関とつながるまで支援します。 ②就労体験(プチバイト)の場を開拓し、相談者が就労体験ができる選択肢を増やせるよう努力します。
	対象者	就労までに準備が必要と認めた方
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援の視点で就労準備支援プログラムの作成し、支援を行います。 ①-2 「ほっと♡サロン」を開催していきます。 ②-1 プチバイト登録事業所の新規開拓や、既存の登録事業所との関係性を維持します。 ②-2 他市まいさばに情報収集を行い、県社協に助言を仰ぎ、研修などに参加します。
	その他	プログラム作成支援の実施期間は1年を超えない範囲となります。
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-4 子どもの学習・生活支援事業「学びあえる」(市委託)／ 相談支援係(小諸市生活就労支援センターまいさば小諸)
事業概要	目的	生活保護世帯、生活困窮者世帯、児童扶養手当制度及び就学援助制度を活用する世帯を対象とし、基礎学力の向上のための学習や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学及び卒業を支援する事で子どもの将来の社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。
	現状	児童、生徒を対象に、社協や自宅などで宿題や自主学習をしています。支援協力員が個別で対応したりまいさば職員がフォローに入ったりしています。学力向上が目的ではありません。学習だけではなく生活支援として、健康管理の習慣づけ、体験活動などを通じ、将来の児童、生徒のありたい姿の実現につながるよう柔軟に支援しています。
	達成目標	学習習慣の定着や生活力の向上等を目的に、環境や内容等、個々に合わせた支援を柔軟に行い、利用者のみならず世帯全体の支援を可能とし貧困の連鎖を止める一助になるよう努めます。
	対象者	生活保護世帯、生活困窮世帯、児童扶養手当制度及び就学援助制度を活用する世帯の小中学生から中学生までで対象と認めた児童・生徒
	時期・頻度	通年 原則として週に1回、訪問の場合は1日2時間以内、施設開所の場合は1日5時間以内での実施
	内容	・学習支援として、宿題や自主学習の他、学習習慣の定着を目指し対象者の状況に応じた柔軟に支援をします。 ・生活支援として、健康管理の習慣づけ、体験活動(畑仕事、簡単な調理、クリスマス会など)を通じ、将来の児童生徒のありたい姿の実現につながるよう柔軟に支援をします。 ・支援協力員の新規開拓を進めます。 ・適宜、関係機関と情報共有を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		Ⅰ-7-5 小諸市被保護者就労支援事業(市委託)／相談支援係
事業概要	目的	被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とします。
	現状	令和7年度から新規受託しました。福祉事務所から個別の介入依頼を受け、担当ケースワーカーと相談の上、就労に特化した支援(相談、同行等)を行っています。ハローワークとの連携支援(生活保護受給者等就労自立促進事業)を活用し就職につながった方もいます。
	達成目標	被保護者の自立に向けた就労支援を担当ケースワーカーやハローワークなど関係機関と連携し支援を行います。
	対象者	福祉事務所が就労可能と判断する被保護者であって就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者(実施要領より)
	時期・頻度	通年
	内容	ケースワーカーと連携し、対象者への就労支援を行います。(相談、助言、求職活動への支援・同行、連絡調整など)
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-8 ボランティアセンター運営事業

事業名/所管部署		1-8 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業（市委託）／総務生活支援係	
事業概要	目的	市民活動等を総合的に支援するとともに、その推進を図ります。	
	現状	・ボランティアコーディネーターを配置し、市民活動を支援しています。 （令和7年度実績）・センター登録数 個人60、団体149 ・市民活動に関する情報発信 ホームページ投稿数 20件/月 ・市民活動等に関する相談・コーディネート 73件/月 ・市民活動の促進を図るためのセンター事業 年5回開催	
	達成目標	市民活動・ボランティア活動が市民にとって身近な活動となるよう、活動に興味がある方とつながり、活動を後押しすることで市民活動を広げていきます。	
	事業の方法	対象者	市民活動を行っている人、これから行おうとしている人（興味がある人）など
時期・頻度		通年	
内容		①市民活動等に関する情報の収集、提供及び発信をします。 ・活動の取材やインターネット・新聞等による情報収集 ・ホームページ・facebook・Instagramの更新、広報こもろへの掲載 ②市民活動等に関する相談・コーディネートをします。 ・活動資金・拠点、仲間集めに関すること等、市民活動に有用な情報を提供 ・活動したい人・してほしい人をそれぞれのニーズに合わせてマッチング ③市民活動等に関する啓発及び人材育成に取り組みます。 ・活動に興味がある人と新たにつながるため、地域や企業等へ出向く ・活動者をゲストスピーカーとして、市民活動に関する講座を開催 ④市民活動等に関する活動及び交流の機会の提供に取り組みます。 ・情報交換会を年数回開催 ⑤適切なセンターの維持管理を行います。	
その他			
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-9 高齢者福祉センター運営事業

事業名/所管部署		1-9 高齢者『こもろ元気』事業(市委託)/総務生活支援係
事業概要	目的	高齢者が心身ともに健康で明るい生活を送ることができるよう推進します。
	現状	高齢者福祉センターこもれびの利用者は入浴を含めて令和元年から徐々に利用増となっています。 令和7年度も『こもれび講座』を開設し、心身共に健康維持を目指すものとして、多様なテーマで実施しました。(スターチスボックス制作、消費生活アドバイザーによる講演、リース作り、シミュレーターを使用した交通安全講習、運動教室)
	達成目標	① 高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減、生活機能を維持するための各種講座を開催し、健康の増進につなげます。 ② 高齢者クラブの活動に対する運営支援を行います。
	対象者	市内在住の60歳以上の高齢者
	時期・頻度	【こもれび】 通年 【こもれび講座】 年4回以上
	事業の方法	内容 ①-1 施設の適切な管理運営を行います。 ①-2 各種相談事業及び健康の増進、教養向上及びレクリエーションに関する企画及び実施、特に自主事業(こもれび講座)の企画実施に努めます。 (高齢者の興味・関心に合わせて多様な講座を企画・開催し、気軽に体験してもらえるよう働きかけます) ①-3 広報紙や広報こもろ、HPなど活用し広報活動をするとともに、参加者が広報媒体となることを期待し、参加者が増えるよう努めます。 ② 高齢者クラブ活動・運営に対する支援に取り組みます。
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-10 生活支援体制整備事業

事業名/所管部署		1-10 生活支援体制整備事業(市委託)/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、支援体制の充実及び強化を図ります。
	現状	第1層生活支援コーディネーターを1名、第2層生活支援コーディネーターを2名配置して活動しています。 小諸市にある様々な機関と連携し、地域資源の発見・創出のために情報収集を行っています。 令和7年度は「福祉施設の空き車両を活用した移動支援」と「ちょっとした困りごとへの対応(有償生活支援サービス)」を検討しています。 他地域の生活支援コーディネーターを訪問し、つながりをつくるとともに、各市町村の取り組みに関する情報収集を行っています。
	達成目標	① 介護保険では対応しきれない潜在的なニーズを把握するために、健康達人区らぶや介護予防教室等の元気高齢者の声を集めます。 ② 他事業所と協働し、ニーズと生活支援等サービスのコーディネートを行うことで、ニーズの解消に努めます。
	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者
	時期・頻度	通年 ・生活支援体制整備推進会議は年4回開催 ・生活支援コーディネーター連絡会議は毎月1回以上開催
	事業の方法	① 地区担当や健康達人区らぶ、介護予防教室等の参加者と連携し、地域課題の実態把握に努めます。 ②-1 第1層(市全域)及び第2層(市内の各中学校区域)を単位とし、地域資源の創出とニーズとサービスのマッチング活動等を行います。 ②-2 関係者間の連携・情報共有の場として生活支援体制整備推進会議の設置及び運営を行います。 ②-3 小諸市、地域包括支援センターと連絡会議を毎月開催し、定期的に情報交換を行います。 ②-4 先進的な取り組みを行っている機関があれば、視察実施など情報収集を行います。
その他		
実施状況		
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-ⅠⅠ ファミリーサポートセンター運営事業

事業名/所管部署		Ⅰ-ⅠⅠ 小諸市ファミリーサポートセンター事業（市委託）／総務生活支援係		
事業概要	目的	地域における育児の相互援助活動を推進します。		
	現状	・会員数は、依頼会員87名（前年度末+10名）、提供会員30名（前年度末+1）、両方会員3名（前年度±0）です。 ・市内店舗等へのチラシ・ポスター掲示をお願いし、ファミサポ通信を1回発行しました。 ・事業説明・周知を市立図書館で11回、乳幼児健診で15回、講習会を2回開催しました。 ・交流会を2回開催しました。 ・体験会を3回、預かり回を5回開催しました。 ・他市町村の講習会を見学しました。（御代田町） ・依頼子ども傷害保険、提供会員傷害保険、賠償責任保険に加入しています。		
	達成目標	① 乳幼児や小学生などの子育て中の依頼会員（預ける側）と、子どもの保育活動の援助を希望する提供会員（預かる側）が安心して活動できるよう相談、連絡調整を行います。 ② 会員が活動に必要な講習や情報交換の機会を提供します。 ③ 活動保険への加入や緊急連絡体制など市との連携を図ります。		
	事業の方法	対象者	依頼会員：市内に居住する方で、援助を必要とする子どもをお持ちの方 提供会員：市内に居住する方で、心身ともに健康で自宅または依頼会員の自宅で子どもを預かれる方	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 会員数の増加に向け、事業内容の周知等の広報を行います。 ①-2 会員への情報提供を行います。 ②-1 相互援助に必要な知識を付与する説明会、講習会の開催します。 ②-2 会員同士の交流を深め、情報交換の場を提供します。 ③-1 事業実施内容の向上のため、先進地視察および情報収集を行います。 ③-2 緊急時対応マニュアル等を整備し、市と連携を密に図り、活動に必要な保険の加入及び支払い手続きを支援します。	
		その他	会員登録における過去の虐待行為・不適切行為の聞き取り等を実施し、依頼・提供会員に宣誓書の提出を依頼します。	
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-12 食品アクセス確保緊急支援事業

事業名/所管部署		1-12 食品アクセス確保緊急支援事業(国補助)/地域福祉係	
事業概要	目的	佐久地区の11市町村社協やまいさば、子どもの支援を行う団体、商工会議所と連携し、佐久地域での食に関する課題について情報共有し、課題解決に向けた取り組みを協議します。	
	現状	農林水産省より令和7年度から受託しました。 令和7年度は佐久地域における食に関する課題を共有するため、11市町村社協やまいさば、子ども応援プラットフォーム、商工会議所、県社協で協議会を発足し、定期的な協議の場を設けてきました。協議会内で各機関の行っている事業の見える化や子育てイベントの実施などを行ってきました。	
	達成目標	① 協議会内で検討を行い、試験的な子育てイベントの実施を行います。 ② 協議会内のつながりを強化し、寄付品など余剰する食品を佐久地域内で消費できる仕組みを作ります。	
	対象者	協議会(11市町村社会福祉協議会、佐久地域内まいさば、子ども応援プラットフォーム、商工会議所、長野県社会福祉協議会、その他必要な機関)	
	時期・頻度	6月～2月まで毎月実施	
	内容	①-1 定期的に協議会を開催します。 ①-2 佐久地域で開催するイベントを企画します。 ①-3 協議会メンバー間での関係を深め、各機関が行っている事業等について理解を進めます。 ②-1 各機関で受付けた寄付品のうち、余剰するものについては、メーリングリストから情報発信を行います。 ②-2 メーリングリストからの情報発信以外の方法について協議します。	
	その他	この事業は3年間の事業となっており、令和7年度が1年目、令和8年度が2年目となっています。	
実施状況			
今後に向けて			

2.共同募金配分金事業

2-1 高齢者福祉事業

事業名/所管部署		2-1-1 世代間交流事業/地域福祉係		
事業概要	目的	高齢者や子どもと一緒に取り組める居場所をつくることで、世代の違う人たちが関わり合い、様々な価値観に触れ、地域福祉について考える機会の創設を目指します。		
	現状	少子高齢社会で、高齢者と子どもの接点が少なくなっているという声が聞かれます。地域においても、子どもの減少により地区行事が行えないことから、多くの世代が同時に集まる機会が減っています。		
	達成目標	①高齢者、児童、児童の保護者などが一緒に取り組めるイベントを開催します。 ②次年度に向けてイベントの内容を検討します。		
	事業の方法	対象者	小諸市に住んでいる方。または、小諸市につながりのある方。	
		時期・頻度	12月～1月に開催	
		内容	①-1 高齢者や児童、保護者、ボランティア団体等と一緒に楽しめるイベントを企画します。 ①-2 地域やつながりについて考えるきっかけとなるような仕掛けを行います。 ② イベント実施後にはアンケート等を行い、参加者やスタッフから意見収集し、イベント内容を振り返ります。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

2.共同募金配分金事業

2-2 障がい児・者福祉事業

事業名/所管部署			2-2-1 ふれあいまつり障害者作品展示会/地域福祉係		
事業概要	目的		障がいの有無や老若男女を問わず、お互いを認め合い、支え合える地域づくりと一緒に考える機会を設けます。		
	現状		前年に引き続き、社会福祉大会と同時開催しました。開催までに3回の実行委員会により内容を協議し、以下のイベントを実施しています。 福祉事業所などで作られた作品展示(ふれあい美術展)・イエローリボン運動(イエローリボンツリー)・福祉事業所、市内の店舗による飲食物や雑貨の販売(ふれあいマルシェ)・食品ロスをしないことを目指す(フードドライブ)・来場者の応援メッセージを届ける機会(色紙の配付)・社会福祉大会、ポッチャ大会の参加者との繋がりを作る機会(金券)・無料で気軽に楽しめるイベント(お菓子のすくい取り)を行っています。		
	達成目標		①市内の福祉施設や福祉団体、ボランティア等で実行委員会を結成し、開催内容について協議し、実施します。		
	事業の方法	対象者	市民		
		時期・頻度	実行委員会内で検討 ※例年12月の障がい者週間を中心に開催		
		内容	①-1実行委員会で内容を協議、決定し、役割分担をしながら企画実施します。 ①-2関連するイベント等と同時開催し、多くの方に障がいへの理解に係る取り組みとなるよう努めます。 ①-3関連するイベント等との繋がりができるように工夫します。 ①-4新たな団体等の参加や脱退、スムーズな事業運営などを目指し要綱等の整備を進めます。		
		その他			
実施状況					
今後に向けて					

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-1 小諸市社会福祉大会(共同募金配分金事業)/総務生活支援係	
事業概要	目的	地域共生社会への思いや意識啓発にかかる取り組みをより多くの市民へ届けます。	
	現状	社会福祉大会と併せてふれあいまつり・障害者作品展示会を同時開催とし、多くの方が集えるようなイベントを企画しています。	
	達成目標	地域共生社会に実現に向けた取り組みとなるよう開催します。	
	事業の方法	対象者	市民
		時期・頻度	年1回
		内容	「活動が続けていて良かった」と感じて貰えるよう、被表彰者及び団体の活動に関する映像を流すなど、工夫を重ねながら表彰式を行います。 また社協全体で社会福祉大会と併せてふれあいまつりを盛り上げ、多くの方の福祉の理解につながる取り組みとなるよう努めます。
その他			
実施状況			
今後に向けて			

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署			2-3-2 緊急援護事業／総務生活支援係
事業概要	目的		住居等が災害その他緊急援護を必要とするとき赤い羽根共同募金の一部を充当し、限度内において援助します。
	現状		住居の火災による全焼・全壊、半焼・半壊などの火災規模により、見舞金を支給しています。 ※災害規模は市の見舞金支給と合わせ、県共同募金会へ事後請求 令和7年度は1件。例年5件程度に支給。
	達成目標		① 市内で火災が発生し、居住に被害があった際には、市や日赤小諸市地区などの関係機関と情報共有し、速やかに支給を行います。
	事業の方法	対象者	小諸市民
		時期・頻度	適時
		内容	①-1 火災が起きた際に、市や日赤小諸市地区などと情報共有を行います。必要に応じて、その他必要な支援を関係機関につなぎます。 ①-2 火災規模や対応内容を記録し、見舞金支給に向けた調整を行います。(被見舞者の訪問日の調整は市福祉課) ①-3 支給後、県共同募金会へ請求事務を行います。
		その他	
実施状況			
今後に向けて			

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-3 緊急食糧等提供事業(市委託)／相談支援係
事業概要	目的	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合などに食糧等の生活に必要な物をお渡しすることで、世帯の自立を促し、円滑な社会生活を送れるように支援します。
	現状	食糧は備蓄倉庫、廊下キャビネットで保管しています。 原則は再利用期間が6ヶ月とされていますが、緊急性がある場合や提供者との関係を切らないために6ヶ月以内でも食糧支援を実施しているケースもあります。 地域住民等からお米や食料等の寄付をいただいています。小諸市社会福祉大会でもフードドライブを実施しています。
	達成目標	緊急的な支援として食糧等を希望される方に提供します。 関係機関からの依頼が増加しているため、関係機関と連携しながら世帯支援につなげるようにします。
	対象者	小諸市在住者
	時期・頻度	通年
	内容	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な方へ食糧等の提供を行います。 【提供品】 大人2～3日分の食糧(世帯人数分) 乳幼児・要介護者には必要物品を提供 日用品(シャンプーやトイレットペーパー等)
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

3.障がい福祉サービス事業

3-1 障がい児・者相談支援事業

事業名/所管部署			3-1 指定障がい児相談支援・指定特定相談支援事業／相談支援係	
事業概要	目的		障がいのある方やその家族が、地域で自立した生活を送るために必要な支援を提供できるようサービス等利用計画を作成し障がい福祉サービスの利用につなげます。ご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援をします。	
	現状		ご本人やご家族からの相談、サービスに関する調整や変更に応じ、日々対応しています。小諸市が決定したモニタリング期間を基本に（月1回、3ヶ月に1回、半年に1回など個々に異なる）、生活状況やサービス利用状況を把握しています。モニタリングは聞き取りや会議を開催し、関係機関と連携をしながら支援をしています。	
	達成目標		ご本人やご家族の想いに寄り添い、丁寧に対応します。	
	事業の方法	対象者	障害者手帳、療育手帳等を有し、障害福祉サービス利用希望のある方	
		時期・頻度	通年	
		内容	・アセスメントに基づいたサービス等利用計画を作成し、定期モニタリングにより生活状況を把握し継続して相談支援を行います。 ・福祉課障がい担当ケースワーカーや各事業所、病院や地域資源等と連携し、ご本人を支えるチームを作ります。 ・モニタリング会議については、ご本人やご家族、事業所、福祉課障がい担当ケースワーカーと相談をしながら開催頻度を決めています。（3ヶ月に1回～年に1回の範囲） ・計画更新月は必ずモニタリング会議を開催しています。	
		その他	実施地域について運営規定を見直し、令和7年度から東御市を追加しています。	
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-1 総合相談支援業務(市委託)/地域包括支援センター
事業概要	目的	高齢者の生活に関する総合相談窓口機能を果たすとともに、課題解決ネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。
	現状	高齢者本人、家族、医療関係者、民生・児童委員をはじめとする地域の方々から生活上の困りごとに関する相談を受け、制度や資源のご紹介や関係機関との連携を行っています。近年では身寄りのない高齢者に関する相談も増加傾向にあります。 介護保険制度や相談窓口の周知のための研修を市各種講座や関係諸団体での学習会や講習会にて開催しています。
	達成目標	① 高齢者の生活に関する相談にワンストップで応じ、窓口機能を果たします。 ② 身近な相談窓口としての役割を果たすため、制度や相談窓口周知のための研修を様々な場所・機会にて随時開催します。 ③ 関係機関と多様なネットワークを構築し、そのネットワークの質を高め複合的な課題の解決を図ります。 ④ 個人情報保護法と個人情報に関する同意書に基づき、守秘義務の徹底と個人情報の流出を防ぎます。
	対象者	市内在住の概ね65歳以上の方とその関係者 介護保険第2号被保険者で介護保険サービス利用の対象となる方
	時期・頻度	通年
	内容	① 高齢者の介護や保健医療、生活等の相談に総合的に応じ、支援や各種調整を行います。 ①-2身寄りのない高齢者に対し、本人や行政、関係機関等と協働しながら支援をします。 ② 「身近な相談窓口」としての機能が果たせるよう、市民や民生・児童委員等の関係諸団体、企業等にて介護保険制度や相談窓口の周知を目的とした研修を随時開催します。 ②-2介護離職防止のため、本人、家族へ総合的な支援ができるよう取り組みます。 ③ 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。 ④ 要配慮個人情報に留意し、質の高いケアマネジメント業務を行えるように外部の研修や学習会、事例検討会等へ積極的に参加し、知識や技術をスキルアップし日々研鑽に努めます。
	その他	個人情報保護については、地域包括支援センター事業における共通した取り組みとする。
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-2 権利擁護業務（市委託）／地域包括支援センター		
事業概要	目的	高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等、高齢者の権利・利益の保護に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を作ります。		
	現状	高齢者の権利を守るため、行政各課や社協内、介護支援専門員や介護保険サービス提供事業所、関係機関との連携をしています。虐待に関する意識が高まり、虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。 特に高齢者虐待に関しては、被虐待者の安全の確保と相談の終結に向けた支援を行うほか、定期的な虐待コアメンバー会議の参加により切れ目のない連携をしています。 成年後見制度の関心が高まってきているなかで、高齢者の権利を守るために支援機関と連携し、相談対応や制度の啓発に取り組んでいます。		
	達成目標	① 行政と連携し、高齢者虐待の早期発見に向けたネットワークを構築していきます。また、関係機関と連携し、高齢者虐待の早期解消に取り組みます。 ② 判断能力の低下した方の権利が守られるよう、成年後見制度等の適切な運用について、関係機関と連携します。 ③ 消費者被害防止に向けて、関係機関と連携します。		
	事業の方法	対象者	市民	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 関係機関と連携し、高齢者虐待防止について小諸市在宅サービス調整会議等で理解を深める活動を行います。また、虐待発生事案に関しては早期解消に向けた支援を行います。 ②③ 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、支援体制の強化に向けて情報共有の機会創出に取り組めます。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務(市委託)／地域包括支援センター
事業概要	目的	介護支援専門員や地域の関係機関、医療機関、行政機関等との連携、社会資源の活用により、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
	現状	介護支援専門員や関係機関から利用者やケアマネジメントに対する相談を受け、地域ケア個別会議の開催や支援のネットワーク作り等を行っています。また、介護支援専門員連絡会主催の学習会やケアプラン点検を通して市内介護支援専門員の質の向上を図っています。長野県介護支援専門員協会協力のもと、行政と協働しケアプラン点検事業を実施しており、指導内容を踏まえたアドバイスや研修を介護支援専門員に對し行っています。
	達成目標	① 各種会議や個別ケース等のやり取りを通して、介護支援専門員や介護保険施設等と相互理解を深めます。 ② ケアマネジメントに関する相談助言等を通して、適切な介護サービスの利用及び介護給付適正化の一助となります。 ③ 介護支援専門員等に地域包括ケアを見据えた議題提供を行い、共通意識を高め、地域生活課題の解決に取り組みます。
	対象者	介護支援専門員等の専門職、医療ソーシャルワーカー等高齢者の医療や介護の相談を担当する者、行政等
	時期・頻度	通年
	内容	① 介護支援専門員等専門職の相談の場となり、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門性を生かした支援を行います。 ② 行政と協働しながらケアプラン点検事業を実施し、適正なケアプラン作成について介護支援専門員と一緒に考えていきます。 ③ 介護支援専門員連絡会の学習会や事例検討会等、自己研鑽につながる学習会の企画運営に取り組みます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-4 介護予防ケアマネジメント業務及び第1号介護予防支援事業(市委託)／ 地域包括支援センター		
事業概要	目的	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐための取り組みを進めます。		
	現状	通所型サービスC事業(短期集中予防サービス)は2クール、いずれも10名の定員で週1回、半年間の短期集中型訓練指導(運動、食事等)を実施しました。また、通所型サービスB事業(住民主体による通いの場)は閉じこもり防止と交流の機会を希望する対象者へ参加を促し、さらに状況変化時のマネジメント業務を行っています。		
	達成目標	通所型サービスB、通所型サービスCのマネジメントを通して、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎます。		
	事業の方法	対象者	・通所型サービスC事業は概ね80歳までの対象年齢(76歳、78歳および80歳)の高齢者で、基本チェックリストのうち「運動器機能低下」に該当する方 ・通所型サービスB事業は基本チェックリストのうち、「閉じこもり」「うつ」「認知症」いずれかの項目に該当する65歳以上の方	
		時期・頻度	・通所型サービスC事業は半年間、2クール ・通所型サービスB事業は通年開催	
		内容	① 基本チェックリスト及び本人・家族との面接により、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 ①-2 本人と協働し、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防げるよう、短期集中プログラム・住民主体型支援プログラム利用のためのケアプランを作成します。 ①-3 短期集中予防サービス利用者に対しては、サービス終了後のセルフプラン実現に向けたアドバイスをを行い、生活機能の維持向上に努められるよう支援します。 ①-4 サービス提供事業所・団体と連携します。 ①-5 運動場所や機会、他者との交流を希望される方に対し、必要に応じて運動教室等を企画します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-5 認知症に関する取り組み(市委託)/地域包括支援センター
事業概要	目的	認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。
	現状	行政及びキャラバンメイト連絡会と協働し、認知症の方への理解を深めるための様々な啓発活動を行いました。具体的には中学生や地域住民等を対象とした認知症サポーター養成講座の開催や、多様な媒体(動画、ポスター、各種イベント)を活用した認知症啓発活動を行いました。今年度認知症地域支援推進員を2名配置し、地域のオレンジカフェ等に参加し、地域の社会資源と顔の見える関係を築くように努めています。 また、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の方や家族に対する個別支援策や認知症の方の地域生活を支えるための手段等を検討しています。
	達成目標	① 多様な機会、手段を活用し、「新しい認知症観」を基に、理解を推進します。 ② 認知症の方やその家族の不安を受け止めつつ、伴走型の支援に取り組みます。 ③ 認知症支援に関連した仕組みづくりを行政・関係機関と共に進めます。
	対象者	・市民 ・軽度認知障がいを含む認知症の方やその家族、関係者等
	時期・頻度	通年(但し、認知症市民公開講座は年1回、認知症サポーター養成講座等は概ね月1回程度の開催)
	事業の方法	① 行政等と連携し、認知症サポーター養成講座等の各種講座への講師派遣、認知症サポーターキャラバンメイト活動を支援します。また、行政等と連携し、認知症ケアパスの普及啓発に取り組みます。 ②-1 認知症の方やその家族等の個別相談に応じ、「新しい認知症観」を基にした望む暮らしに合わせた支援に努めます。 ②-2 認知症初期集中支援チームと連携し、医療機関へのつなぎや家族の負担軽減を図ります。 ③-1 認知症地域支援推進員を配置し、行政と共に認知症施策を検討します。 ③-2 認知症の方やその家族に関する支援体制の強化に向けたネットワーク構築を図ります。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-6 地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み（市委託）／ 地域包括支援センター		
事業概要	目的	行政、介護、保健、医療等の関係機関や、民生・児童委員や自治会、ボランティア等の地域住民と連携して、地域包括ケア体制の構築を推進します。		
	現状	地域ケア個別会議を開催し、高齢者等の個々の地域生活課題の解決に向けた支援策を地域住民を交えた関係者と共に検討・対応しました。 また、包括が事務局業務を担当する諸会議の開催や関係団体が主催する諸会議への参加を通し、顔が見え相互に相談しやすい関係作りの構築に努めました。		
	達成目標	① 個別支援の中から共通する課題を抽出し、地域生活課題の見える化に取り組みます。 ② 身寄り、人生の最終段階の医療の問題について関係者で課題共有し、解決に向けた取り組みを進めます。 ③ 課題解決に向け、多分野機関とのネットワーク構築を進めます。		
	事業の方法	対象者	高齢者やその家族、行政、介護、保健、医療等の関係機関、民生・児童委員、自治会、知人友人やボランティア等の地域住民	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 地域ケア個別会議を実施し、地域生活課題解決に向けて取り組みます。 ② 生活支援コーディネーターとの連携、生活支援体制整備推進会議へ参加し、地域生活課題の解決に向けた体制を作ります。 ③-1 小諸北佐久医療・介護連携推進協議会に参加し、切れ目ない支援体制の構築を図ります。 ③-2 在宅サービス調整会議等を通して多職種連携の土台作りに取り組みます。 ③-3 小諸市介護保険事業者等連絡会の事務局として介護保険事業者等の連携体制の構築に取り組みます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-2 介護給付事業

事業名/所管部署		4-2 介護予防ケアマネジメント事業／地域包括支援センター		
事業概要	目的	可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用者の力を引き出す支援や重度化防止の視点、選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるように支援します。		
	現状	介護予防ケアマネジメント数は大幅な増減なく、月平均335件の実績があります。市内居宅介護支援事業所にマネジメントを依頼する、委託ケースの件数は毎月減少傾向にあるのに対し、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員等が直接マネジメントを行う直営ケースの件数は毎月微増傾向にあります。		
	達成目標	①本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、自分でできることは可能な限り自身で行えるよう支援することで生活機能が維持向上できるようにします。 ②一人ひとりの異なる目標や意欲を高める興味関心ごとを探し、保険給付以外の各種の社会資源も活用します。 ③地域の社会資源を活用し、支援者間で連携・情報共有を図りながら、望む暮らしの実現に向けて支援していきます。		
	事業の方法	対象者	・要支援認定(要支援1または2)を受けた小諸市民、または小諸市内の住所地特例施設に入所している要支援認定者 ・小諸市介護予防・日常生活支援総合事業利用対象者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 本人・家族との面接等を踏まえ、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析し、解決するための具体的な支援策を提案します。 ①-2 定期的に本人・家族と面接を行い、心身の状況等を把握し、必要に応じてケアプランを見直します。 ② 本人と協働し、自立支援と重度化防止を目的としたケアプランを作成し、状況に応じて必要な支援を行います。 ③ サービス等の利用状況を把握し、事業所と情報共有及び連携を図ります。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

